



子どもの養育や家事などが一時的に困難なときの 援助サービスがはじまりました

ひとり親家庭の一時的な
子どもの養育・家事を応援

ひとり親家庭等生活支援事業

ひとり親家庭等（母子家庭・父子家庭・寡婦）を対象に、家庭生活支援員の派遣を行い、ひとり親家庭などの生活を支援する、ひとり親家庭等生活支援事業が始まりました。

- ・利用を希望する人は、事前に登録してください。家庭生活支援員の派遣が必要な場合は、審査を行いますので、申請手続きが必要です。なお、緊急の場合は、事務手続きを後からすることもできます。
- ▽こんな場合に利用できます
 - ・ 父母などが自立に必要な技能修得のための通学又は就職活動をするとき
 - ・ 病气、出産、看護、事故、失踪、残業、転勤、出張など社会通念上、必要と認められるとき
 - ・ 生活環境が激変し、日常生活を

営むのに特に大きな支障が生じているとき

事業内容

- ・生活援助（食事の支度、掃除、洗濯、子どもの世話など、日常生活に必要な一般的な用務）
- ・子育て支援（子育てに必要な一般的な保育）

※子育て支援は8月より実施予定です

利用期間

1日当たり8時間を限度とし、週3回以内で、最長3か月まで

利用負担額

世帯区分	利用者の負担額 (1時間あたり)	
	子育て支援	生活援助
生活保護世帯、 市民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給 水準の世帯	70円	150円
上記以外の世帯	150円	300円

※子育て支援は、最低2時間からの利用となります。

宿泊を伴う一時的な
子どもの養育を応援

児童短期入所生活援助事業

家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、施設において一定期間、養育・保護を行うことにより、子どもとその家庭の生活を援助するために、児童短期入所生活援助事業が始まりました。

利用を希望する人は、審査を行いますので、申請手続きが必要です。施設が満員の場合、お断りすることがあります。なお、緊急の場合は、事務手続きを後からすることもできます。

▽こんな場合に利用できます

- ・保護者が病気のとき
- ・育児疲れ、慢性疾患の子どもの看病疲れ、育児不安など、保護者の身体上や精神上的理由
- ・出産、看護、事故などの家庭養育上の理由

・冠婚葬祭、転勤、出張や学校行事への参加など社会的理由
・経済的な問題などにより緊急的に母子保護を必要とする場合

▽実施施設（委託先）

- 2歳未満の子ども
旭川乳児院（岡山市祇園地先）
- 2歳～18歳未満
若松園（岡山市海吉）

▽利用期間 原則として7日間

▽利用負担額

子どもの年齢	世帯区分	利用者の負担額 (1日につき)	
2歳未満	生活保護世帯	0円	
	市民税非課税世帯	ひとり親家庭ほか その他の世帯	0円 1,100円
	その他の世帯	5,400円	
2歳以上 18歳未満	生活保護世帯	0円	
	市民税非課税世帯	ひとり親家庭ほか その他の世帯	0円 1,100円
	その他の世帯	2,800円	

■問い合わせ・利用申込先
子育て支援課

☎0869-26-5947

子育て応援特別手当の申請はお済みですか？

幼児教育期の第2子以降の児童について、1人当たり36,000円を支給する「子育て応援特別手当」の申請をまだしていない対象世帯においては、以下の注意事項に従い、申請期限までに申請してください。

▽支給対象児童

平成21年2月1日（「基準日」といいます）において、3歳以上18歳以下（平成2年4月2日～平成17年4月1日生）の児童が2人以上いる世帯のうち、第2子以降である就学前3学年（平成14年4月2日～平成17年4月1日生）の児童であって、基準日時点で本市の住民基本台帳に記録、または外国人登録原票に登録されている人

●児童が別居の場合

基準日において、第1子と第2子以降の子（いずれも平成2年4月2日～平成17年4月1日生）が別居している場合、これらの子が同一の者に扶養されていれば（医



療保険被保険者証などの写しが必要)、当該第2子以降の子（平成14年4月2日～平成17年4月1日生）がいる世帯の世帯主に手当を支給できる場合があります。該当があると思われる人は、子育て支援課までご相談ください。

▽申請方法

申請書を対象世帯へ4月中旬に送付していますので、必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送してください。

▽申請期限

平成21年10月20日（火）※当日消印有効

▽受付時間

午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日・祝日を除く）

■問い合わせ・申請先

子育て支援課
☎0869-26-5947

子育て支援の輪

～みんなが子育ての一員です～

このコーナーでは、瀬戸内市子育て支援ネットワークを構成する関係機関・団体・組織などを紹介します。同ネットワークは、すべての子どもたちの人権を守り、安心して子どもを産み育てられる地域づくりを目指します。

異年齢間の交流を通して 国府ひまわりクラブ

国府ひまわりクラブは、留守家庭の小学1～6年生（国府小学校区）を対象に、遊びや集団生活の場を提供し、児童の健全な育成を図っています。

クラブで毎日楽しくたのびながら遊んだり、学んだりしながら異年齢の関係の中で成長する子どもたち。上の子は下の子の面倒を見て、下の子は上の子を

見習って行動します。

「いろいろな学年でみんなが仲良くなれる。子どもが自分たちだけで人間関係を築き、自立できる」と、保護者の皆さん。オリーブ収穫祭でのフリーマーケットやキンボール大会、夏祭りなどの行事を通して、保護者や指導員が子どもたちと一緒に喜びや楽しみを共有し、いつも元気に活動を行っています。

■連絡先

国府ひまわりクラブ
☎0869-26-6621



大きなキンボールを追いかけ、熱戦を繰り広げました